

戰後教育資料

IV-7⑤

昭和二十七年二月

教職員適格審査関係法規集

4-3
7

村上	59
----	----

文部省適格審査室

IV-7



目次

1	教職員の除去、就職禁止等に関する政令	一
2	教職員適格再審査会令	五
3	教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則	七
4	教職員の適格審査会に関する規程	一七
附	職業陸海軍職員であつた者の教職適格審査について	三三

1. 教職員の除去、就職禁止等に関する政令

改正  
政令第六十二号  
政令第二百二十八号  
政令第二百八十五号  
政令第二百二十四号

昭和二十二年五月二十一日  
昭和二十三年八月十三日  
昭和二十五年九月九日  
昭和二十六年六月二十二日

**第一條** 昭和二十年十月二十二日附連合国最高司令官覚書日本教育制度に関する管理政策に関する件及び同月三十日附教員及び教育関係官の調査、除外及び認可に関する件（以下教職に関する覚書という。）に基く教職員の除去、就職禁止等については、この政令の定めるところによる。

**第二條** この政令において教職とは、国立、公立又は私立の学校の教員その他の職員、教育関係の公務員（日本国有鉄道の職員を含む。）教育委員会の委員及び教育に関する法人の役員の職であつて、主務大臣の指定するものをいう。

**第三條** 教職に関する覚書に掲げる職業軍人、著名な軍国主義者若しくは極端な国家主義者又は連合軍の日本占領の目的及び政策に対する著名なる反対者に該当する者としての指定を受けた者（以下教職不適格者という。）が教職に在るときは、これを教職から去らしめるものとする。

2 教職不適格者は、あらたに教職に就くことができない。

**第三條の二** 教職不適格者は教育委員会の委員の候補者となることができない。

2 教育委員会の委員の候補者について、第四條の指定があつたときは、その者は、当該候補者たることを辞したものとみなす。

**第四條** 教職不適格者としての指定は、主務大臣又は都道府県知事が、別に定める教職員適格審査委員会の審査の結果に基いて、これを行う。

**第四條の二** 教育委員会の委員の候補者の立候補について届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙長に対し、候補者となるべき者が教職不適格者でないことを証明する教職適格確認書の写を、あわせて提出しなければならない。

2 前項に規定する教職適格確認書は、教職員適格審査委員会の審査の結果に基いて、文部大臣の定めるところにより、文部大臣又は都道府県知事がこれを交付する。

**第四條の三** 文部大臣が教職不適格者について、その教職不適格者としての指定が公正を欠くに至つたと認めるときは、教職員適格再審査会の審査に付し、その審査の結果に基いて、当該指定を解除することができる。

2 教職不適格者について、前項の規定による指定の解除があつたときは、当該指定は、当該解除があつた日以後その効力を失う。

**第五條** 公私の恩給、年金その他の手当又は利益を現に受けている者又は受ける資格のある者が、教職不適格者として教職を去らしめられたときは、その者は、教職不適格者としての指定を受けた日から、その権利又は資格を失う。

2 主務大臣は、前項に規定する者について、特殊の事情があると認められた場合には、前項の規定の適用を免除することができる。

3 第一項の規定に該当する者が前條第一項の規定により教職不適格者としての指定の解除を受けた場合においては、その者は、その解除を受けた日において第一項の公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

**第六條** 各庁は、主務大臣の定めるところにより、第四條の指定に関して、必要な調査表を徴しなければならぬ。

**第七條** 教職を去らしめられた教職不適格者は、その退職当時の勤務先であつた学校又は官公署その他の団体の執務の場所に入入してはならない。但し、正当の事由がある場合は、この限りでない。

**第八條** 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は一万五千元以下の罰金に処する。

- 一 第三條第二項の規定に違反して、故意に教職に就き、又は就かしめた者
- 二 第六條の調査表の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は事実をかくした記載をした者
- 三 第六條の調査表を徴されて、これを提出しない者

附 則

- 1 この政令は、公布の日から、これを施行する。
- 2 昭和二十一年五月七日以後、教職を去つた者が、その以後において、教職不適格者となつた場合は、第五條の規定の適用については、その者は、教職不適格者として教職から去らしめられたものとみなす。

- 3 この政令施行以前に、教職不適格者として指定せられた者は、この政令によつて、指定せられたものとみなす。
- 4 第四條の教職員適格審査委員会の審査は、当分の間、文部大臣の定めるところにより、従前の都道府県教職員適格審査会、大学教員適格審査会及び教職員適格審査会並びに教職員適格再審査会において、これを行う。

附 則 (昭和二十六年政令第二百二十四号附則)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

中央教職員適格 審査会	教職員 再審査会
教職員の除去、就職禁止等 に関する政令に基き教職不 適者と判定された者の再審 査及び教職不適格者として指 定された者の請求による恩給、 手当等の復活の審査並びに 同令附則第四項の規定に基 く審査を行うこと。	教職員の除去、就職禁 止等に関する政令に基 き、教職不適格者とし ての指定解除の審 査の教職不適格者とし ての指定に関する再審 査及び教職不適格者 としてその恩給等を受 ける権利又は資格を失 わせない場合の審査を 行うこと。

に改める。

## 2. 教職員適格再審査会令

政令第二百二十五号 昭和二十六年六月二十二日

(所掌事務)

- 第一條** 教職員適格再審査会(以下「再審査会」という)は、教職員の除去、就職禁止等に関する政令(昭和二十二年政令第六十二号)に基き、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 教職不適格者についてその教職不適格者としての指定の解除に関し審査を行うこと。
  - 二 教職不適格者としての指定に関し、都道府県教職員適格審査会、大学教員適格審査会又は教職員適格審査会の判定について再審査を行うこと。
  - 三 教職不適格者についてその公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を失わせない場合の審査を行うこと。

(組織)

**第二條** 再審査会は、委員十一人で組織する。

**第三條** 委員は、学識経験のある者及び教育職員のうちから、文部大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

**第四條** 委員により委員長として互選された者は、再審査会の会務を総理する。

2. 委員により副委員長として互選された者は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第五條 再審査会は、委員七人以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 再審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可非同数のときは、委員長の決するところによる。この場合において第一條各号に規定する審査又は再審査の表決については、無記名投票によらなければならない。

第六條 再審査会の議事は非公開とする。

2 再審査会は、必要と認めるときは、現地について事実を調査し、及び関係人に対し資料の提出を依頼することができる。

(庶務)

第七條 再審査会の庶務は、文部大臣官房において処理する。

(雜則)

第八條 この政令に定めるものの外再審査会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、再審査会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

### 3. 教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則

改正 共同省令第一号 昭和二十五年九月九日  
共同省令第一号 昭和二十六年六月二十二日

(審査基準)

第一條 教職員の除去、就職禁止等に関する政令(昭和二十二年政令第六十二号。以下「令」という。)第四條の規定による教職員適格審査委員会(以下「審査会」という。)の審査において教職不適格者と判定すべき基準は、別表第一による。

(教 職)

第二條 令第二條の規定により、教職を別表第二の通り指定する。

(解 職)

第三條 文部大臣は、私立学校の教員その他の職員又は教育に関する法人の役員が教職不適格者としての指定を受けたときは、令第三條の規定により、これを解職又は解任することができる。

(指 定)

第四條 令第四條の規定による教職不適格者としての指定は、本人に対する通知によつて行う。但し、本人の住所を知ることができないときは、官報又は都道府県の一定の公告式による公告をもつて通知に替えることができる。

2 前項の通知又は公告は、別表第二第一項から第八項までに掲げる教職にある者並びに同表第九項及び第十項に掲げる教職にある者で九級以上の職にある者（これらの教職につこうとする者を含む。以下同じ。）については文部大臣が、同表に掲げるその他の教職にある者（これらの教職につこうとする者を含む。以下同じ。）については都道府県知事が行う。

（恩給その他の利益）

**第五條** 公私の恩給、年金その他の手当若しくは利益を現に受けている者又は受ける資格のある者で令第五條第一項の規定により、その権利又は資格を失う者については、文部大臣又は都道府県知事は、前條第一項の通知又は公告をするときは、その旨をあわせてこれらの給与を支給する者に対し、通知しなければならない。

2 令第五條第二項の規定による免除は、文部大臣が審査会の審査の結果に基づいて行う。

3 文部大臣は、前項の規定による免除をしたときは、直ちに本人及び第一項の給与を支給する者に対し、その旨を通知しなければならない。

（指定の解除）

**第五條之二** 令第四條の三第一項の規定による教職不適格者としての指定の解除は、本人に対する通知によつて行う。但し、本人の住所を知ることができないときは、官報による公告をもつて通知に替えることができる。

2 文部大臣は、令第四條の三第一項の規定により教職不適格者としての指定を解除した場合においては、前項の通知又は公告をするともに、その解除を受けた者が令第五條第三項の規定によ

り公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得した旨をこれらの給与を支給する者に対し通知しなければならない。

（調査表）

**第六條** 令第六條の規定による調査表は、別記様式第一による。

2 前項の調査表は、別表第二第一項から第八項までに掲げる教職にある者並びに同表第九項及び第十項に掲げる教職にある者で九級以上の職にある者については、文部大臣が同表に掲げるその他の教職にある者については都道府県知事がそれぞれ二通徴取しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により徴取した調査表のうち一通を文部大臣に送付しなければならない。

4 文部大臣又は都道府県知事は、第二項の調査表を徴取したときは、直ちにこれを審査会の審査に付さなければならない。

（教職適格確認書）

**第七條** 文部大臣又は都道府県知事は、審査会の審査の結果に基づいて教職不適格者でないことを確認した者及び令第四條の三第一項の規定により教職不適格者としての指定を解除した者に対し、その者から申請があつたときは、別記様式第二の教職適格確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。

（教育委員会の委員の立候補者の確認の申請）

**第八條** 教育委員会の委員の候補者の立候補について、届出又は推薦届出をしようとする者は、第

六條第二項の規定にかかわらず、都道府県の教育委員会の委員の候補者については文部大臣に対し、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会の委員の候補者については都道府県知事に対し、その指定する期日までに調査表二通を提出しなければならない。但し、前條の確認書を有する者については、この限りでない。

（読替規定）

第九條 別表第二第五項、第六項及び第七項に掲げる教職にある者及びこれらの教職につこうとする者について、第四條、第五條、第六條及び第七條の規定を適用する場合には、文部大臣とあるのは、関係主務大臣と読み替えるものとする。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

#### 別表第一

- 一 講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によつて、左の各号の一に当る者。
  - 1 侵畧主義若しくは好戰的国家主義を鼓吹し、又はその宣伝に積極的に協力した者並びに學說をもつて大亞細亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策及び滿洲事變、支那事變又は今次の戰爭に、理念的基礎を与えた者
  - 2 独裁主義又はナチ的若しくはファシストの全体主義を鼓吹した者
  - 3 人種的理由によつて、他人を迫害し排斥した者
  - 4 民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣伝した者

- 5 自由主義、反軍国主義等の思想を持つ者、又はいずれかの宗教を信する者を、その思想又は宗教を理由として迫害又は排斥した者
- 6 右の各号のいずれにも当たらないが、軍国主義若しくは極端な国家主義を鼓吹した者、又はそのような傾向に迎合して、教育者として思想的節操をかくに至つた者
  - 一 ナチ政權若しくはファシスト政權又はその機關の顧問、嘱託等又は軍国主義的あるいは極端な国家主義的団体と特別の關係を持ち、その政策を行うことに協力した者
  - 二 行為あるいは義務の不履行により、連合国軍の日本占領の目的と政策に反対の態度を公表し、又は右の目的と政策に反対させるために他人を指導した者
  - 三 官公吏であつて、その職務を行うに当り宗教を迫害し、又は弾圧した者
  - 四 軍国主義的又は極端な国家主義的意図をもつて、教科用図書又は教育に関する刊行物の編集に當つた者
  - 五 昭和三年一月一日以降において、日本軍によつて占領された連合国の領土内で日本軍の援助の下に、學問上の探検あるいは発掘事業を指揮し、又はこれに参加した者
  - 六 連合国最高司令部によつて、個人的に罷免の指令を受けた者
  - 七 昭和二十一年一月四日付連合国最高司令官覺書「公務従事に適しない者の公職よりの除去に関する件附屬書A号」に該当する者及びその他すべての職業軍人

九 削除

十 削除



十一 昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間に、次に掲げる官職に、通じて二年以上在職した者

- 1 内務省警保局の勅任官及び奏任官
- 2 文部省思想局又は数学局関係の事務に従事した勅任官及び奏任官
- 3 国民精神文化研究所、国民練成所、教学練成所、興亞練成所、興南練成院及び大東亞練成院の勅任官及び奏任官
- 4 情報局の総裁、勅任官及び奏任官
- 5 特別高等警察関係官吏
- 6 思想検察又は保護観察、予防拘禁官吏
- 十二 次のような団体のいすれかに対し、時期を問はず次のような関係のあつた者
  - 1 創立者、役員又は理事であつた者
  - 2 要職を占めた者
  - 3 すべての刊行物又は機関誌紙の編集者
  - 4 自発的に多くの寄附（寄附した金額又は財産の価格が絶対的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの）をした者

団体等規正令（昭和二十四年政令第六十四号）第四條の規定により解散した団体  
 原理日本社 日本学生協会 朱光会 全国大学教授連盟 日本法理研究会 七生社

別表第二

- 一 大学の長、教員及びその他の職員の職
- 二 私立大学を設置する学校法人（私立大学を設置する民法による財団法人を含む。）の役員
- 三 文部大臣及び文部省の職員（国立学校の長、教員及びその他の職員を除く。）の職
- 四 大日本育英会の役員
- 五 左に掲げる教育施設の長、教員及びその他の職
  - 1 警察大学校、管区警察学校、都道府県警察学校及び国家消防庁が消防指導員の養成のために設ける施設
  - 2 法務府研修所並びに中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所
  - 3 外務省研修所
  - 4 税務講習所（支所を含む。）
  - 5 国立教護院、国立病院附属高等看護学院及び国立光明寮
  - 6 第二水産講習所
  - 7 海技専門学院、商船学校、航海訓練所、海員養成所、海上保安学校及び気象技術官養成所並びに日本国有鉄道の鉄道教習所、鉄道病院看護婦養成所、職員養成所及び技能者養成所
  - 8 郵政職員訓練所及び郵政省附属の遞信病院において看護婦を養成し又は訓練する施設
  - 9 電気通信職員訓練所及び電気通信省附属の遞信病院において看護婦を養成し又は訓練する施設

- 六 教育刷新審議会の委員及び臨時委員の職
- 七 運輸省及び日本国有鉄道の教育主管課の長及び職員
- 八 都道府県の教育委員会の委員の職
- 九 都道府県の教育委員会の教育長及び事務局の職員
- 十 都道府県において左に掲げる事務を行う課の長及び職員
  - 1 都道府県立大学に関する事務
  - 2 私立学校及び私立各種学校に関する事務並びに私立学校及び私立各種学校を設置する法人に関する事務
  - 3 教職員の適格審査に関する事務
- 十一 市町村の教育委員会の委員の職
- 十二 市町村の教育委員会の教育長及び事務局の職員（教育委員会の設置されていない市においてこれらの職員が行う事務に相当する事務を行う職員を含む。）の職
- 十三 市において左に掲げる事務を行う課の長及び職員
  - 1 市立大学に関する事務
  - 2 私立学校に関する事務
  - 十四 大学以外の学校又は各種学校の長、教員及びその他の職員の職
  - 十五 私立大学以外の私立学校を設置する学校法人（私立大学以外の私立学校を設置する民法による財団法人を含む。）又は私立各種学校を設置する法人の役員（私立各種学校を設置する私人を含む。）の職

むの職

- 十六 私立学校審議会の委員の職
- 十七 警視庁警察学校、大阪市警視庁警察学校、都道府県又は市の設置する消防職員若しくは消防団員の訓練機関及び教護院（国立教護院を除く。）の長、教員及びその他の職員の職並びに教護院を設置する法人の役員教護院を設置する私人を含む。）の職
- 十八 公民館、図書館及び博物館の長及び職員の職並びにこれらの施設を設置する法人の役員（博物館を設置する私人を含む。）の職
- 十九 社会教育委員の職並びに公民館運営審議会及び図書館協議会の委員の職
- 二十 前各項に掲げるもののほか都道府県又は市町村の教育関係機関又は教育関係施設であつて文部大臣が告示をもつて指定するものの長、教員及びその他の職員の職

備考

- 一 この表中、職員には雇よう人又はこれに準ずるものを含まないものとする。
- 二 この表中、学校には学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八号の従前の規定による学校を、大学には同法同條の従前の規定による大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校を含むものとする。

第 号

教職道格確認書

住 所

氏 名

年 月 日生

右の者は、昭和二十年十月二十二日付連合国最高司令官覚書日本教育制度に関する管理政策、同月三十日付同覚書教員及び教育関係官の調査、除外、認可に関する件に掲げてある條項に当たらない者であることを確認する。

昭和 年 月 日

文部大臣

(都道府県知事)

(印)

備考 この教職道格確認書は、本人の提出したところの昭和二十二年政令第六十二号第六條の規定による書面にいつわりのことを書いてあつたり、又は書かねばならないことを書いてなかつたときは、その効力はない。

4. 教職員の道格審査会に関する規程

文部省訓令第三五号	文部省訓令第四九号	文部省訓令第七六号	文部省訓令三十一号	文部省訓令七十五号	文部省訓令三十七号	文部省訓令五十三号	文部省訓令三十五号	文部省訓令三十三号	文部省訓令三十二号	文部省訓令三十一号	改正
昭和二十六年	昭和二十五年	昭和二十三年	昭和二十三年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	
九月	三月	八月	七月	五月	六月	五月	五月	五月	五月	五月	
四日	九日	十九日	十七日	十八日	十六日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	

**第一條** 都道府県教職員道格審査会は、都道府県知事が設け、その都道府県において、「教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則」(昭和二十五年総理府令、法務府令、外務省令、文部省令、厚生省令、農林省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令第一号。以下「施行規則」という。)別表第二第九項から第二十項までの一に当る者(但し、第九項及び第十項の一に当る者で九級以上の職にある者を除く。)を審査する。

2 大学教員道格審査会は、大学長が設け、その大学の職員を審査する。

3 教職員道格審査会は、文部大臣が設け、施行規則別表第二第一項から第四項まで及び第八項の一に当る者(但し大学の教員を除く。)並びに同表第九項及び第十項の一に当る者で九級以上の職にある者を審査する。

- 4 教職員適格再審査会は、文部大臣が設け、施行規則別表第二第一項から第四項まで及び第八項から第二十項までの一に当る者を再審査する。
  - 5 都道府県教職員適格審査会及び教職員適格審査会は、第一項及び第三項に規定するものの他、施行規則別表第二第五項、第六項及び第七項の一に当る者を審査することができる。
  - 6 教職員適格再審査会は、第四項に規定するものの他、施行規則別表第二第五項、第六項及び第七項の一に当る者を再審査することができる。
- 第二條** 都道府県教職員適格審査会は、都道府県知事が委嘱する五名の審査委員で組織する。
- 2 前項の五名の委員中、一名は学校長、一名は学校長以外の教員とする。
  - 3 前條第五項の規定による審査の場合は、臨時委員を置くことができる。
  - 4 臨時委員は関係各庁（日本国有鉄道を含む。以下同じ。）の職員の中から一名を都道府県知事が委嘱する。
- 第三條** 大学教員適格審査会は、大学長が委嘱する五名の審査委員で組織する。
- 2 前項の場合学部を有する大学の審査委員は、なるべく各学部を代表するよう組織されなければならぬ。
- 第四條** 教職員適格審査会は、文部大臣が委嘱する七名の審査委員で組織する。
- 2 第一條第五項に規定する審査の場合は、臨時委員を置くことができる。
  - 3 臨時委員は、関係各庁の職員の中から一名を文部大臣が委嘱する。
- 第五條** 教職員適格再審査会（以下「再審査会」という。）の組織及び運営については、教職員適格

再審査会令（昭和二十六年政令第二百二十五号）の定めるところによる。

**第六條** 都道府県教職員適格審査会、大学教員適格審査会又は教職員適格審査会（以下「審査会」という。）に、幹事、書記のおの若干名を置くことができる。

**第七條** 審査会を設置したときは、設置者は、審査委員の名簿と各委員の調査表を添え、直ちに文部大臣にその旨を報告しなければならない。委員を補充したときも同様である。

**第八條** 各審査会の委員の任期は一年とする。但し再任はさまたげない。

**第九條** 文部大臣が審査会の組織を不相当であると認めるときは、審査委員の全部又は一部の変更を命ずることができる。

**第十條** 各審査会は、設置者が招集する。但し、審査会成立後は、審査委員長が招集する。

**第十一條** 各審査会の委員長は、審査委員の互選によつて定める。

2 審査会に副委員長を置くことができる。

**第十二條** 審査会の審査は、非公開とし、原則として書面とする。但し、審査に付せられた者、又は再審査の請求をした者を審査会に出頭させ、事実の陳述をさせても差支えない。

2 審査会が必要と認めるときは、現地について事実を調査し、その他の資料を集めることができる。

3 審査の資料は、文書又は責任ある陳述とする。

**第十三條** 審査会が必要と認めるとき、又は審査に付せられた者の請求があつた場合は、審査に付せられた者又は関係人を審査会に招いて、事実の陳述をさせることができる。

**第十四條** 審査会の審査判定は、審査委員の過半数でこれを決する。但し、可否が同数のときは審査委員長がきめるところによる。

2 表決は、無記名投票による。

**第十五條** 審査会の審査判定の結果を、都道府県教職員適格審査委員長は文部大臣と都道府県知事に、大学教職員適格審査委員長、教職員適格審査委員長及び再審査会の委員長は文部大臣に、それぞれ知らせなければならぬ。

**第十六條** 審査委員長及び再審査会の委員長は、審査会又は再審査会において不適格の判決をした場合には、前條の通知をするともに、これを不適格の判定を受けた者に知らせなければならぬ。なお、通知をするに当り判定理由を詳述し、該当條項を知らせなければならぬ。

**第十七條** 審査会及び再審査会の設置者は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならぬ。

一 調査表

二 審査記録

三 適格者名簿

四 不適格者名簿

五 その他審査に関する一件書類

**第十八條** 審査会において不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、第十六條の通知を受けた日から三週間以内に、再審査会に再審査を請求することができる。

**第十九條** 審査会の判定について、文部事務次官又は都道府県知事が不当と認めるときは、再審査

会に再審査を請求することができる。

**第二十條** 文部大臣が特に必要と認めるときは、各審査会に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができる。

**第二十一條** 文部大臣が、教職不適格者の恩給等を受ける権利又は資格の喪失についての免除をしようとする場合には、再審査会の審査に付さなければならぬ。

**第二十二條** 審査会において不適格の判定を受けた者が、再審査会に再審査を請求したときは、その審査が確定するまで職務の執行を停止される。

**第二十三條** 各審査会及び再審査会の審査委員その他の関係者は、教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）の施行について、その精神並びに條文を良心に従い公正に行う個人的責任を負う。

#### 附 則

1 この訓令は、公布の日から、これを施行する。

2 この訓令を施行した後、都道府県教職員適格審査会、大学教職員適格審査会及び中央教職員適格審査会というときは、従前の規程により設置されたそれぞれの審査委員会を含むものとする。又教職員適格審査会というときは、従前の規程により設置された教育職員適格審査委員会及び学校集団教職員適格審査委員会を含むものとする。

3 第一條第二項及び第三項の規定にかかわらず、当分の間、教職員適格審査会は、昭和二十五年三月一日以降設置される学校教育法第九條の規定による短期大学の教員を審置するものとする。

る。

4 前項に掲げる者のほか、文部大臣の指定する者については、第一條第一項及び第二項の規定にかかわらず、教職員適格審査会において審査するものとする。

附 則 (昭和二十五年文部省訓令第四号附則)

この訓令は、昭和二十四年六月一日から適用する。

附 則 (昭和二十六年文部省訓令第三号附則)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令施行の日の前日までに改正前の第十八條から第二十一條までの再審査又は特別の審査の請求があつた事案でまだ決定に至らないものは、この訓令施行後は教職員適格再審査会において引続きこれを審査するものとする。

3 前項の規定による教職員適格再審査会の審査は、改正後の第十八條又は第十九條の規定による再審査とみなす。

附 則 (昭和二十六年文部省訓令第五号附則)

この訓令は、公布の日から施行する。但し、第一條の改正規定は昭和二十六年六月二十二日から適用する。

附 職業陸海軍職員であつた者の教職適格審査について

文人適第二五号 昭和二十七年二月六日  
適格審査室長発 各教職員適格審査委員長あて

標記のことについては、屢次に亘つて通知された結果、その取扱に疑義のある向も認められるが、従来の審査基準を綜合すれば、およそ下記のようなになるので、参考のため通知する。

記

A 教職不適格者と判定さるべき基準

(根拠) 教職員の除去、就職禁止等に関する政令(昭和二十二年政令第六十二号)第三條第一項の「教職に関する覚書に掲げる職業軍人」

上記政令の施行規則(昭和二十五年総理府令、法務府令、外務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令第一号)第一條に基く同令別表第一第八項。

(基準) 次のいづれかに該当する者は、教職不適格と判定される。

- 1 公職に関する覚書該当者としての指定を受けている者又は將官もしくは將官相当官であつた者。
- 2 昭和七年一月一日から昭和十六年十二月七日までの間において兵科の現役將校又は現役下士官として勤務した者。但し、Bの(註1)に掲げる者は、この限りでない。
- 3 正規の憲兵として勤務した者。但し、Bの(註2)に掲げる者は、この限りでない。
- 4 特務機関において、その本来の任務に服した者。
- 5 なお、例えば配属將校であつて、その在職者の言動が著しく軍国主義的であつたと認められる者等、上記施行規則別表第一の各項に該当する者。

B 職業陸海軍職員であつた者の審査基準の表

種別	年月日	昭16.12.31.	昭7.1.1.	昭16.12.8.
		以前	~昭16.12.7.	以降
兵科	将校(将官を除く)及び下士官	適格	不適格 (註1参照)	適格
	兵	適格		
各部各科	将官相当官を除き全部	適格		
憲兵	正規の憲兵	不適格(註2参照)		
	補助憲兵その他憲兵とともに勤務した者	適格	格	
特務勤務者	その本来の任務に服した者	不適格	格	
	その本来の任務に服さなかつた者	適格	格	

(註1) 昭和七年一月一日から昭和十六年十二月七日までの間において兵科の現役将校又は現役下士官として勤務した者であつても、次の者は、適格と判定される。

① 「服役延期中」に、又は「師範徴兵」もしくは「海軍学徒兵」であつて、下士官に任ぜられた者。

② 退役後、大学専門学校等を卒業した者。

③ 傷痕によりその服役を免除された者。  
なお、退役後教員として勤務した者については、その軍歴、職歴、業績等を参照の上、特に考慮される場合がある。(本省に連絡の上、措置すること。)

(註2) 正規の憲兵として勤務した者であつても、次の者は、適格と判定される。  
① 大正九年十二月三十一日までにその勤務を終つた下士官又は兵であつて特別の考慮に値する証拠を提出した者。

② 幹部候補生より終戦後憲兵将校に任ぜられた者。

C 審査基準中の用語の定義

職業陸海軍職員であつた者の審査基準中の用語は、それぞれ次のように用いられている。

1 兵科………これには、正規の憲兵ならびに特務機関においてその本来の任務に服した者は含まれない。

2 各部各科………陸軍にあつては、技術、經理、衛生、獸医、法務及び軍樂の各部を、海軍にあつては、軍医、薬剤、主計、技術、齒科医、法務、軍樂及び看護の各科をさすものとする。

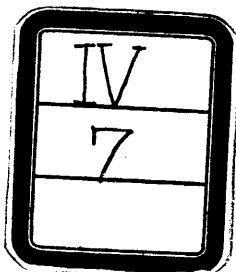
- 3 正規の憲兵……………終戦当時憲兵教習中であつた者及び臨時憲兵隊に勤務した者ならびにわゆる「憲兵一等兵」「憲兵二等兵」(即ち憲兵候補者)は、正規の憲兵として取り扱わな
  - 5。
  - 4 特務機関……………これには、海軍特務部その他特別もしくは秘密牒報機関及び陸海軍警察機
  - 関を含むものとする。
  - 5 任官……………予備役から現役への転官を含む。
  - 6 退役後……………終戦後の軍解体に伴う復員を含む。
- なお、昨年十二月二十六日付文人適第二百六十四号中(1)の「昭和六年以前に勤務した……………」は、「昭和六年十二月三十一日までに、その現役としての服役を終つた……………」の意であり、また(2)の「昭和十六年十二月八日以降において……………」は、「その入校、入隊、入団がそれ以前であつても……………」の意である。

(備考) 審査基準に関する通知

- 職業陸海軍職員であつた者の審査基準に関して発せられた通知は、おおむね次のようである。
- 1 教職員適格審査における軍関係者審査基準に関する件……………昭和二十一年七月六日発適八号 適格審査室長発
- 2 適格審査における軍関係者審査基準に関する件……………昭和二十一年八月六日発適十五号 適格審査室長発
- 3 教職員適格審査施行規則に関する件……………昭和二十一年九月九日発適二十五号 適格審査室長発

- 4 適格審査における軍関係者審査基準に関する件……………昭和二十一年十月二日発適八号 適格審査室長発
- 5 職業陸海軍職員の解釈について……………昭和二十三年一月十二日官適十五号 適格審査室長発
- 6 教職員適格審査における海軍学徒兵の取扱について……………昭和二十三年一月十六日官適二号 適格審査室長発
- 7 職業軍人の解釈に関する通知の条文の疑義について……………昭和二十三年四月一日発適二号 審査月報第十一号
- 8 軍関係者審査基準について……………昭和二十三年五月三十一日発適四十九号 審査月報第十二号
- 9 職業陸海軍職員の解釈について……………昭和二十三年八月十四日発適六十七号 適格審査室長発
- 10 職業陸海軍職員の解釈について……………昭和二十三年八月十四日発適六十八号 適格審査室長発
- 11 職業軍人の解釈に関する条文の疑義について……………昭和二十三年九月三十日発適二号 審査月報第十三号
- 12 満洲国軍官学校卒業者について 審査について……………昭和二十四年二月二十八日 発適十八号 審査月報第十四号
- 13 公職に関する覚書該当者としての指定を解除された者の教職適格審査について……………昭和二十六年三月二日文人適第三百三号 文部事務次官発
- 14 職業陸海軍職員であつた者の教職適格審査について……………昭和二十六年十二月二十六日文人適第二百六十四号 文部事務次官発





IV-7

IV-7